

## IV 資料

### ○ 武蔵野市学校給食運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立小学校及び中学校における給食（以下「学校給食」という。）の運営方法について検討するため、武蔵野市学校給食運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 学校給食の運営方法に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 企画政策室企画調整課長の職にある者
- (3) 総務部人事課長の職にある者
- (4) 財務部財政課長の職にある者
- (5) 教育部長の職にある者
- (6) 教育部教育企画課長の職にある者
- (7) 教育部給食課長の職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育部長の職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、平成21年3月31日までとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和36年2月武蔵野市条例第7号) 第5条の規定により、教育長が市長と協議のうえ別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部給食課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。